

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

銚田市監査委員

令和5年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び第7項に規定する監査

2 監査の対象

対象団体 公益財団法人 銚田市健康づくり財団
社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会

3 監査実施日

令和6年1月25日

4 監査実施内容

財政援助団体等の事業内容、出納、その他財務事務の執行及び施設運営の適否について、監査を実施した。

監査にあたっては、提出された資料及び関係帳票を検査し、必要に応じて関係職員より事情を聴取する等監査手続を実施した。

5 監査書類

○公益財団法人 銚田市健康づくり財団

- ・令和5年度事業計画書
- ・令和5年度収支予算書
- ・令和4年度事業報告書
- ・令和4年度決算報告書
- ・施設利用者数・利用料等集計表
- ・契約関係書類
- ・出納関係帳簿

○社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会

- ・令和5年度事業計画書
- ・令和5年度収支予算書
- ・令和4年度事業報告書
- ・令和4年度決算書
- ・契約関係書類
- ・出納関係帳簿

6 監査結果

監査対象となった予算及び事務事業の執行については、いずれの団体も概ね適正に事務が執行されていると認められた。

7 総括意見

公益財団法人 銚田市健康づくり財団については、適正に経営が行われているかについて監査を行い、伝票、契約書、通帳等諸帳簿の検査を行ったところ、適切に処理がされていた。また、令和5年6月の大雨災害により休館となっているほっとパーク銚田の被害状況について確認した。営業の再開に向けては大規模な修繕が必要になると思われるが、今後は、同様の災害発生に備えることが必要である。なお、とっぷさんて大洋においても、一部で設備更新を行っているが、施設の老朽化が見られることから、計画的に維持修繕されるよう検討されたい。

社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会については、事業の活動実績及び補助金の運用について監査を行い、適正に運営がされていることを確認した。なお、管理運営を行っている老人福祉センターともえ荘については、施設が老朽化しており、修繕にあたっては今後の必要性についても検討しながら、維持修繕を計画されたい。